

第33回（令和8年）鹿児島県青少年国際協力体験事業実施要領

鹿児島県青少年国際協力体験事業実行委員会

2025/12/2改訂

1 趣旨

鹿児島県の青少年を開発途上国に派遣し、ホームステイや学校、施設などでの交流を通して相互理解を深めるとともに、現地で途上国の国づくりに貢献している青年海外協力隊員の活動現場の視察や現地での協力活動を通して、国際協力に対する理解を深め、国際性豊かな人材を育成する。

また、派遣後は、これらの体験を報告会などを通して学校や地元に還元し、地域レベルでの国際化に寄与するものとする。

2 事業主体

（１）事業は、「鹿児島県青少年国際協力体験事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が実施する。

（２）実行委員会は、次の団体をもって構成する。

鹿児島県青年海外協力隊を支援する会

青年海外協力隊鹿児島県ＯＢ会

公益財団法人鹿児島県国際交流協会

（３）事務局は公益財団法人鹿児島県国際交流協会内に置く。

3 共催

事業は、青少年の派遣を希望する県内の市町村、市町村教育委員会、市町村国際交流協会（以下「市町村等」という。）と共催して実施する。

4 後援

鹿児島県、鹿児島県教育委員会、独立行政法人国際協力機構九州センター

5 協賛

県内企業・団体

6 協力

駐日ラオス人民民主共和国大使館

7 実施時期

派遣期間は、2026年7月19日（日）～7月26日（日）の8日間とする。

期間については変更する場合がある。

8 派遣国

派遣国は、ラオス人民民主共和国 とする。

9 内容

（１）青年海外協力隊員やNGOの活動現場視察

（２）学校訪問

（３）ホームステイ及び現地住民との交流会

（４）その他異文化理解に資する施設等の見学等

10 経費

一人当たり約25万円

この事業の実施に要する経費は、実行委員会の構成団体、共催者、協賛企業・団体及び参加者が負担する。

ただし、次に掲げる費用は参加者個人の負担とする。

パスポート取得に係る費用	健康診断書料	旅行傷害保険料
学習書籍代	予防接種料(任意)等	

また、共催市町村推薦を除く離島参加者については、事前研修1回と派遣時に要する離島～鹿児島本土間の航空運賃又は船舶運賃の半額を助成する。

11 派遣人員

(1) 参加者は、10～19人とする。

(2) 参加者の他、6人程度の引率者が同行する。

12 参加者の選定

(1) 共催市町村等

ア 共催市町村等は、次の参加資格等を有する者の中から、面接^{※1}・作文などの適当な方法により、参加者を選定のうえ実行委員会に推薦する。

〈参加資格〉

(ア) 県内の中学・高等学校（高等専門学校の1～3年生を含む）に在学中であること。

(イ) 国際協力に関心があり、心身ともに健康であること。

(ウ) 参加することに保護者及び学校長の承諾があること。

(エ) 本事業への参加経験がないこと。

(オ) 事前研修・報告会を含む全ての研修日程に参加可能であること。

(カ) 各共催市町村の居住に関する応募条件は次のとおり。

鹿児島市	保護者と生徒が鹿児島市民であること
鹿屋市	生徒が鹿屋市民であること
枕崎市	生徒が枕崎市民であること
薩摩川内市	保護者または生徒が薩摩川内市民であること
霧島市	生徒が霧島市民であること
南さつま市	生徒が南さつま市民であること
南九州市	保護者が南九州市民であること
大崎町	保護者または生徒が大崎町民であること

イ 共催市町村等が実行委員会に提出する推薦書は、様式1～5とする。

なお、様式5については、所定の項目が記載されていれば、保健所や、その他の公立病院を含む一般病院の様式でかまわない。再検査を要するなどの事由により健康診断書の提出が遅延する場合は、実行委員会と協議するものとする。

ウ ホームステイ先は生活環境や設備が十分でない一般の家庭のため、食物・環境アレルギー等への個別対応はできない。参加希望者は事前に専門医と相談し、慎重に判断すること。なお、診断書の提出を求める場合や、安全面から参加をお断りする場合もある。

(2) 実行委員会枠

共催市町村以外の市町村に居住する青少年の参加も可能とし、その分を実行委員会枠として設け、選定は実行委員会が行う。

ア 実行委員会は、次の参加資格等を有する者を公募し、書類審査及び面接により参加者を選定する。

〈参加資格〉

(ア) 県内に居住し、かつ県内の中学・高等学校（高等専門学校の１～３年生を含む）に在学すること。通信制の場合は県内のキャンパスに通学していること。

(イ) 国際協力に関心があり、心身ともに健康であること。

(ウ) 参加することに保護者及び学校長の承諾があること。

(エ) 本事業への参加経験がないこと。

(オ) 事前研修・報告会を含む全ての研修日程に参加可能であること。

(カ) 共催市町村等の応募資格に該当しないこと。

イ 実行委員会に提出する書類は、様式２～５とする。

（様式２については、参加申込フォームへの直接入力を基本とする。）

なお、様式５については、所定の項目が記載されていれば、保健所や、その他の公立病院を含む一般病院の様式でかまわない。

ウ ホームステイ先は生活環境や設備が十分でない一般の家庭のため、食物・環境アレルギー等への個別対応はできない。参加希望者は事前に専門医と相談し、慎重に判断すること。なお、診断書の提出を求める場合や、安全面から参加をお断りする場合もある。

エ 選定する者の数は、原則として３名とする。

オ 実行委員会枠として選定された参加者へは、協賛企業・団体の協賛金から助成することとする。

13 報道関係者の同行取材

新聞、テレビなどの報道機関に協力を求める。

14 共催市町村等職員の同行

共催市町村等職員も市町村の別途負担で同行できる。

15 事前研修及び報告会の実施、並びに報告書の作成・配布

(１) 参加者に対して事前研修を行う。

(２) 参加者による全体報告会を開催する。

(３) 参加者の体験を報告書としてまとめ、県内の中学校、高等学校、市町村、協賛企業・団体、国際協力関係団体等へ配布する。

ア 共催市町村等は、それぞれの地域において、市長（組織長）への表敬訪問※^２、参加者による報告会の実施※^３とともに、参加者の記事を市町村のホームページや広報誌等に掲載※^４をするなどして、広く地域住民の方々に青年海外協力隊の活動状況や、国際協力及び異文化理解の大切さについて関心を持ってもらうように努める。

イ 実行委員会は参加者の体験に基づく作文を取りまとめ、写真と合わせて報告書を作成の上、配布する。

(注)

※１ 参加者の選定は、面接を必須とする。

※２ 帰国後は、市長（組織長）への表敬訪問を必ず実施する。

※３ 帰国後は、市民参加型の報告会を必ず実施する。

※４ 表敬訪問・報告会の記事を広報誌・ホームページへ掲載する。